



平成 24 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 昭栄株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 時田 栄治
(コード：3003、東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員 総務グループ担当 一原 克巳
(TEL. 03-3292-4623)

「内部統制システム構築の基本方針」見直しに関するお知らせ

当社は、本日開催の株主総会において、委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行したことに伴い、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針である「業務の適正を確保するための体制」を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下の通りであります。

- (1) 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
内部統制については、経営管理・業務管理・コンプライアンス・リスク管理・内部監査に分類し、これらの領域毎に諸ルール of 制定、諸会議等での検討・施策立案により実施する。
特に財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを充実させる。コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすため、法令・定款を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与え経済活動にも障害となる反社会的勢力とは一切関係の遮断を図る。また、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努める事を基本とした「昭栄グループ企業行動規範」「日常業務活動に関する基本姿勢」を制定し、企業倫理会議にてこの遵守状況をチェックする。
社内の稟議決裁においては、専門部署がそれぞれの観点からチェックを行い、コンプライアンス担当部署が総合的に判断するコンプライアンスチェック欄を設け、判断可能なシステムを設けている。
取締役会及び監査役会による監督、監査役、会計監査人による監査等を通じて取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制を維持する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要情報の保存管理は「文書等の管理規程」に基づき行い、監査役が常時閲覧可能な状態とする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「経営危機管理規程」「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス担当執行役員の下、リスク管理体

制を整備し、その運営強化を図る。リスク管理については、まず、業務運営の中にリスクを発生させる要素を減らす仕組みを組み込み、これが円滑に作動しているかをウォッチすることが重要と考え、テーマ毎に財務戦略会議等にて、リスクが想定される事項についての検討を行なうとともに、会社全体のリスク状況を四半期に1回開催する総合リスク管理会議でレビューし、必要な対策を講ずる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

業務執行者である取締役は、取締役会決議により定められた職務に従い、業務執行に関する事項の決定及びその執行を行う。業務執行の効率化を図るために、取締役会決議並びに代表取締役の指揮の下、部門または業務執行権限の一部を担う執行役員制度を設ける。当会社に影響を及ぼす重要な事項について、業務執行者である、取締役・執行役員による多面的な検討を行い、代表取締役社長へ意見を具申する諮問機関として経営会議を設置する。

業務管理については、施策の立案・遂行・進捗状況管理を月次で行い、その結果を毎月業績報告会に報告し、対処すべき事項の指示に基づき、速やかに対応する。取締役会は、3ヶ月に一度業務執行取締役から四半期決算の報告を受けるほか、必要に応じ目標の修正等の指示を行ない、業務執行取締役はこれに沿って計画を修正し、実行する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「社則」及び年度経営計画において、当社の不動産事業本部ほかの関連会社所管及び年度実施事項を明定し、「関係会社経営管理規程」に基づき、関係会社の管理を行う。また、関係会社の代表者をグループオフィサーに任命し、グループ全体における内部統制の構築を行う。このグループオフィサーは、月次開催の業績報告会にて業績報告とともに、管理面での諸問題の報告を行う。さらに、関係会社の一定基準の案件決定に当たっては、当社の所管部に合議の上、社長の承認を得ることとする。グループ経営推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、適宜、当社内部監査部門による監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役会の職務を補助すべき組織を、「内部監査室」とする。

監査役会の職務を補助すべき従業員は、「内部監査室」に所属するものとする。

(7) 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

当該従業員の人事異動、人事考課及び給与の決定にあたり、監査役会の同意を得ることとする。

(8) 取締役、執行役員及び従業員が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び従業員が監査役会に対して報告すべき事項は、以下のとおりとする。

- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、当該事実に関する事項
- ・経理・税務グループ担当執行役員につき、損益及び資産状況の詳細事項
- ・各業務関連の部・室長及び担当執行役員につき、各執行部内各会議等でのリスク管理状況
- ・コンプライアンス担当執行役員につき、企業倫理会議の活動状況、取締役・執行役員及び従業員から報告された昭栄グループ企業行動規範に反する行為に関する事項

・内部監査室長につき、内部監査実施状況

(9) その他監査役会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

監査役会による監査機能を充実させるために、監査役会議長(常勤監査役)は、重要な内部統制に係る会議を含め、社内の重要会議出席に加え、稟議等の重要書類も常時閲覧・監査を行なう。また、社外監査役については、経営執行状況の監視・検証を行う体制を維持する。

監査役会の監査業務を補助し、取締役・執行役員の内部統制機能を監査・報告するために設置した「内部監査室」は、内部統制監査、関係会社監査などの内部監査結果について、監査役会、内部監査報告会に定期的に監査報告を行う。

また、監査役会では、四半期レビュー・年度監査等に関する会計監査人からの報告会を実施するなど、会計監査人との連絡を密接に行う。代表取締役社長は、財務報告の適正性確保のため、内部統制体制を構築し、内部監査室による有効性評価を実施する。

以上